前金	部分払
有	<u>—</u> п

令和6年度下施水管第2-1号 津市上下水道庁舎受変電設備(変圧器等)取替修繕

修繕場所	津市 殿村 地内	
工期	令和7年2月3日まで	
修繕概要	受変電設備取替修繕	
局長局次	次長 課長 調整・担当主幹 担当副主幹 担当 設計者	4
(合議) 営繕課長	調整・担当主幹 設備担当 担当 設計者 検算者 照査責任者	<u>-</u>

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接修繕費								
受変電設備			1					
4.			1	式				
∄ +								
<u></u> 共通費								
光 地頁								
共通仮設費								
			1	式				
現場管理費				10				
			1	式				
一般管理費等			1					
			1	式				
=								
多繕価格 変								
			1	式				
消費税等相当額				10				
			1	式				
			1					
			1	式				

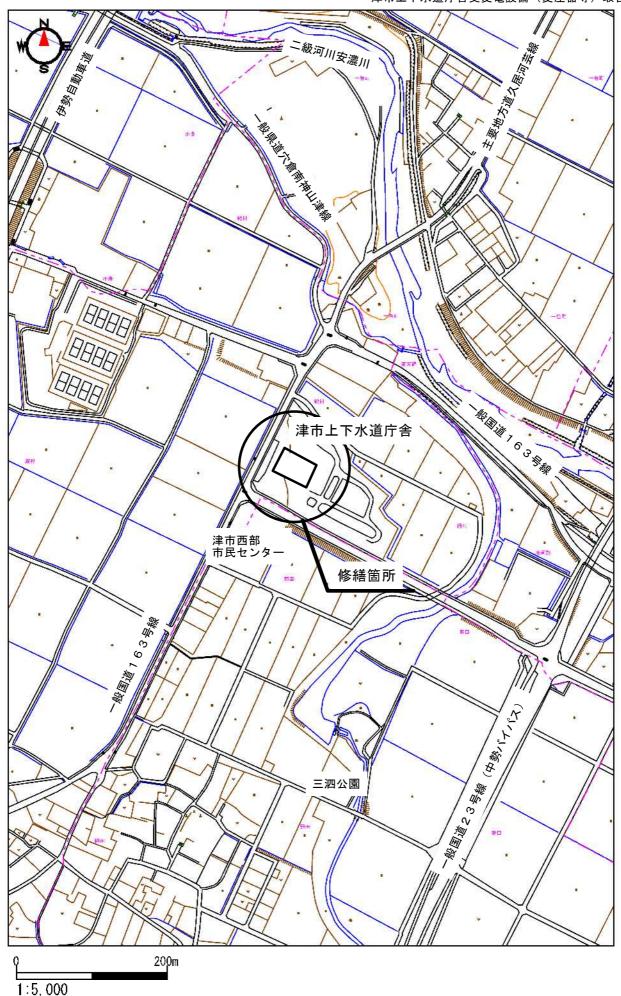
受変電設備								
名	称	数	量	単位	金	額	備	考
受変電設備								
			1	式				
計								

受変電設備			受変電設	:備							
名 称	摘	要	数	量	単位	—————————————————————————————————————	価	金	 額	備	 考
6kV高圧電気機器	38mm2	女	奴	- 里	平江		Т	ZIZ	49	VHI	77
内配線電線(KIP)	38mm2			18							
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					m						
変圧器(屋内)	油入 三相 6kV-210V	75kVA									
(60Hz用)	竣工検査費含む			1	7.						
JIS C 4304-2013 変圧器(屋内)	油入 三相 6kV-210V	100kVA			台						
(60Hz用)	竣工検査費含む	1008711		1							
JIS C 4304-2013					台						
高圧進相コンデンサ	油入式 (L=6%用)	50kvar									
(60Hz用)	竣工検査費含む			1	台						
高圧進相コンデンサ	油入式 (L=6%用)	75kvar									
(60Hz用)	竣工検査費含む			1							
					台						
電力ヒューズ	限流ヒューズ										
	7. 2kV 20A 40kA			3	本						
電力ヒューズ	限流ヒューズ				4						
	7. 2KV 30A 40kA			3							
					本						
電力ヒューズ	高圧カットアウト速動形ヒュー	χ*		0							
	7. 2kV 15A			3	本						
電力ヒューズ	高圧カットアウト速動形ヒュー.	χ*			44						
, and a second	7. 2kV 20A			3							
					本						
電力ヒューズ	高圧カットアウト速動形ヒュー	ス*									
	7. 2kV 30A			3	本						
PCB保管函	既設TR用 鋼板製				7*						
	$750 \times 1000 \times 1250$			1							
					個						
PCB保管函	既設TR用 鋼板製 800×1000×1350			1							
	300×1000×1330			1	個						
機器搬入費										別紙 00-0001	
				1							
Lake till Late					式					Bullet an anna	
機器搬出費				1						別紙 00-0002	
				1	式						
仮設電源										別紙 00-0003	
				1	D:						
撤去費					式					別紙 00-0004	
100 五百				1						J1/1/12 00 0001	
				_	定						
発生材運搬費									-	別紙 00-0005	
				1	-1-						
発生材処分費					式					別紙 00-0006	
72,4/2/2				1						,,,,,,	
					式						
計						_	_				
								<u></u>			

受変電設備	i			受変電設	:備							
名	称	摘	要	数	量	単位	単	価	金	額	備	考
幾器搬入費											別紙 00-0001	
					1							
						式						
変圧器 般入費		三相			1							
板八貫		75kVA			1	台						
変圧器		三相										
般入費		100kVA			1							
						台						
計												
幾器搬出費											別紙 00-0002	
					1	式						
変圧器		三相		1		IV.						
&┴── 般出・構内追	重搬費				1							
						台						
変圧器		三相	-									
般出・構内造	重搬費	100kVA			1							
 計						台						
口口												
U-30. Z.VP											market	
反設電源					1						別紙 00-0003	
					1	式						
500V CVケー	ブル	2mm2- 3C t° y .	天井									
					15							
						m						
800V CVケー	ブル	8mm2- 3C ピット・	天井		1.5							
					15	m						
00V CVケー	ブル	14mm2- 3C t° y •	天井			m						
,					10							
						m						
゛ソリン発電機		3kVA 1台										
		燃料費含む			1	В						
· ´ィーゼル発電	機	5kVA 1台				П						
1 × 70 FB		燃料費含む			1							
						日						
゛ィーゼル発電	機	8kVA 1台	-									
		燃料費含む			1							
計				1		日						
日日												
		A. Control of the Con		1		1			I .		1	

受変電設備	刀 1 小环 79 1 小田		受変電設	備							
名 称	摘	要	数	量	単位	単	価	金	額	備	考
撤去費										別紙 00-0004	
				1	式						
6kV高圧電気機器	KIP38mm2										
内配線電線撤去				18							
変圧器	油入 三相 6kV-210V	75kVA			m						
撤去				1							
変圧器	油入 三相 6kV-210V	100kVA			台						
撤去				1							
高圧進相コンデンサ	油入式 (L=6%用)	50kvar			台						
撤去	(1) (1)	OOKVAI		1							
	N. J. D. G. WED.				台						
高圧進相コンデンサ 撤去	油入式 (L=6%用)	75kvar		1							
					台						
電力ヒューズ 撤去				15							
				10	本						
計											
発生材運搬費										別紙 00-0005	
				1	-4-						
発生材積込み	金属くず 人力				式						
				0.1							
発生材運搬	金属くず				m3						
70 -1 F1 X21/X				0.1							
計					m3						
р											
発生材処分費				1						別紙 00-0006	
				<u> </u>	式						
発生材処分	金属くず			0. 1							
				0. 1	t						
計											

									1		
名 称 トラッククレーン	摘	要	数	量	単位	単	価	金	額	備	考
トフッククレーン	2.9t吊			1							
11					B						



令和6年度下施水管第2-1号

津市上下水道庁舎受変電設備(変圧器等)取替修繕 仕 様 書

津市上下水道事業局 下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕(以下、「工事等」という。)に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書(三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集)に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 電気技術規程(JEAC) [内線規定] [高圧受電設備規程]
- (7) 建築基準法
- (8) 計量法
- (9) 日本産業規格(JIS)
- (10) 日本電線工業会規格 (JCS)
- (11) 電池工業会規格 (SBA)
- (12) 日本照明器具工業会規格(JIL)
- (13) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (14) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (15) 日本電機工業会標準 (JEM)
- (16) (機械・電気) 設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (17) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (18) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団 (JS) 発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物(スクラップ、コンクリート砕りガラ等)の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1)騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した 建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

- (2)地下水のかん養(雨水浸透等)
- (3)建設副産物の再利用(掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進)
- (4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図(製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む)、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

- (1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

- (1)写真の分類
 - ア 着手前、現場施工状況及び完成写真(同一アングルにて撮影のこと)
 - イ 機器製作状況写真(機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く)
 - ウ 現場施工写真(現場における施工状況写真)
 - エ 安全管理写真
 - 才 機器検収写真
 - カ 品質管理写真
 - キ 出来形管理写真
- (2)写真の色彩、大きさ カラー・サービスサイズ
- (3)写真の撮影基準

- ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体 と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の 後片付け、清掃等を実施すること。
- (3)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1)施設等の受け渡し(引き渡し)

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

- (3)保証
 - ア 保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とする。
 - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
 - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点 検及び整備を実地しなければならない。
 - エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実地の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

本修繕は、津市上下水道庁舎において、次の電気設備の修繕を行うものである。

- (1) 津市上下水道庁舎高圧受変電設備更新
- 一式

- ア 高圧受変電盤内機器更新
- イ ヒューズから更新機器への高圧電線更新
- ウ 低濃度PCB含有変圧器の移動および保管
- エ 停電中必要箇所への仮設電源の供給
- (2) 機器の耐圧試験・検査

一式

2 既設機器等概要

(1) 三相変圧器(動力用) 2台(各1台)

ア 一次電源: 6,600 V

二次電源:210V 定格容量:75kVA

既設型式: TCF-L0 (松下電器産業株式会社製)

重量:595kg

イ 一次電源:6,600V

二次電源:210V

定格容量:100kVA

既設型式: TCF-L0 (松下電器産業株式会社製)

重量:715kg

(2) 変圧器用高圧カットアウトヒューズ(速動形) (エナジーサポート株式会社製)

ア 定格電圧: 7, 200V/定格電流: 15A 3本 イ 定格電圧: 7, 200V/定格電流: 20A 3本

ウ 定格電圧:7,200V/定格電流:30A 3本

(3) 高圧進相コンデンサ 2台(各1台)

7 3Ф50kvar

回路電圧: 6, 600V 定格電圧: 7, 020V

定格容量:53.2kvar

既設型式: KL-7P形 (三菱電機株式会社製)

重量:19kg

√ 3Ф75kvar

回路電圧: 6, 600V 定格電圧: 7, 020V 定格容量: 79.8kvar

既設型式: KL-7 P形 (三菱電機株式会社製)

重量: 26 k g

(4) コンデンサ用限流ヒューズ (エナジーサポート株式会社製)

ア定格電圧: 7, 200V/定格電流: 20A3本イ定格電圧: 7, 200V/定格電流: 30A3本

3 低濃度PCB含有変圧器の移動および保管

本修繕で更新を行う変圧器2台については、低濃度PCBを含有するため、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管規準」に従い、指定する保管場所に移動のうえ、密閉性に優れた(参考内寸:W750×D1000×H1350)金属製の保管容器に収容することで、飛散・流出等防止処理を講ずること。

4 機器運搬方法

荷降ろしした機器はハンドリフト、台車等を使用して設置場所まで搬送することとする。

5 機器の耐圧試験・検査

本修繕で据付した機器の耐圧試験等の点検を行い、運転状況等結果を書面にて提出するものとする。

6 停電時の電源確保

3 k V A (150 k g 程度)、5 k V A (180 k g 程度)、8 k V A (200 k g 程度)の発電機を非常用電源平面図の位置に設置して、指定された分電盤に接続し電話交換器室内交換機用コンセント(15A)、警備員室コンセント(15A)、宿直室内自動火災報知機用電源(15A)、集中管理室内サーバー用コンセント(15A)、庁舎北館食堂、事務所、仮眠室、防火衣室照明(15A×2)、庁舎北館食堂コンセント(15A)、庁舎北館事務所コンセント(15A) 回路に送電する。

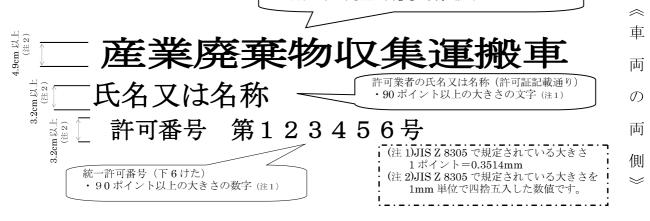
7 留意事項

- (1) 本修繕は停電を伴うため、市監督員及び電気主任技術者と協議のうえ調整し、停電操作及び復電操作を実施すること。
- (2) 停電期間は1日として当日18時までには復電させること。
- (3) 庁舎北館を仮消防分署として使用しており、作業は消防業務に支障が出ないよう十分注意して行うこと。
- (4) 施工計画書に基づき、作業の安全性と確実性を図るものとし、現場施工中においては、周辺環境に配慮し、危害等を及ぼさないよう万全の措置とるものとする。

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け] 産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業者の表示例

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記・140 ポイント以上の大きさの文字 (注1)



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記 ・140 ポイント以上の大きさの文字 (注1)

 $\begin{array}{c|c} 4.9cm \ \text{\mathbb{U}} \\ 3.2cm \ \text{\mathbb{U}} \\ \hline \\ (#2) \\ \hline \\ (#2) \\ \hline \\ \\ \end{array}$

產業廃棄物収集運搬車

氏名又は名称

事業者の氏名又は名称
・90 ポイント以上の大きさの文字 (注1)

車

両

 \mathcal{O}

両

側

(注 1)JIS Z 8305 で規定されている大きさ 1 ポイント=0.3514mm (注 2)JIS Z 8305 で規定されている大きさを 1mm 単位で四捨五入した数値です。

表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面(車体の外側)の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、 はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風 雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取 り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかす れたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

$\overline{}$
- 覧表
明示-
条件
施工
様書 (
特記任権
焚

		ヘント・ロ
明示項目	明示事項	条件及び内容
仕様関係	万 共通の仕様	
		<u> 三</u> 国県公共工事共通仕様書(令和6年7月版)を適用
		「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約約款、設計図書及続き等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。
		 Z 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)(一部改正:令和2年4月)を参考とする。 「十本様浩物聖事フェニアル(参)
	公園工事の仕様	ローニストロの以前スーユノア(本) 連市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)及び三重県公共工事共通仕様 書(令和6年7月)に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事共通仕様書(令和6年5月)に準ずるこ と。
		□ 律市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)及び三重県公共工事共通仕様 書(令和6年7月)に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準(令和6年5月)に準ずるこ と。
	□ から街 ()	□ トの名 ()))))))) () () () () ()
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:)	□ 調整項目 (□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 体設機械等の調整 □ をかめ () □ 国际協議)
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	種名 () 施工時期及び施工時間 エキギ ()
		1 世代
) について、事前に (警察署) と
		工期は、繰越手続きが完了後、(年日)までに変更します。
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名(
		占用物件名 (□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 (
	支障物件の移設	□ 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所 及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告するこ と。
	Z 地下埋設物等の損害	Z 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関 に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。
	□ 官公庁への手続き等	□ 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面 <i>の</i> 写しを監督員に提出すること。
	□ 通学路確認	□ 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保する こと。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。
	□ 部分使用	□ 部分使用箇所 (□ 部分使用時期 (□ かへは田日外 (
	□ 部分引渡し	四分及M 115 (
	□ たの街 ()	□ その他(

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

15

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(世

- 覧表)
件明示-
(施工条件
L様書(
特記仕

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	区 災害防止協議会(安全衛生協議会)の設置	☑ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料(実施状況写真があることが望ましい)を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	☑ 新規入場者教育	区割規入場者教育等(交通誘導警備員を含む)は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した 資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土· 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件(□ 別途図面 □ 運搬距離(L = km)
	□ 建設発生土受入地未定	
	産業廃棄物の処理条件あり	コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 均 写生処分場 () □ 最終処分場 () □ 下舗装の切断時に発生する排水 (泥水) を 1 であ。また、回収水等は、産業廃棄物として 1 で 2 で 1 に分です。 産業 1 に分がて、 監督員に提示しなければならない について、監督員に提示しなければならた。 1 について、監督員に提示しなければならた。
		舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 第25章 1
	□ 再生資源利用計画	□ 受任者は、コンクリート、コンクリートなじ鉄から成る建設資材、不材、アメファルト混合物等を上事現場に搬入する場合には、近台 等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	再生資源利用促進計画	☑ 受注者は、建設発生土、コンクリート班、アスファルト・コンクリート地、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならなしい。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	2 産業廃棄物税	区 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の1月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税締税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
		☑ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書(写し)及び収集運搬業・処分業の許可証(写し)を監督員に提出すること。
		☑ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめるとともに監督員に提示すること。また、完成検査時に検査員に提示すること。
	□ その色(一名の他(
工事用道路関係	□ 一般道路(機入路)の使用制限あり	内容 (□ 別添図等 □ その他 () □ () () () () () () () () (
	仮改月始の改度条件めり	VQ H Q O J H J Q M S X A A A C A C A C A C A C A C A C A C A
	□ その色()	□ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ その他 () □ との他 ()

-覧表)
(施工条件明示-
特記仕様書

	L	1, A					_	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		小		明元		±		₩ ₩
1 1 1 1 1 1 1 1 1		H &	Z 居 口					∮負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)に明示されていない事項で 機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理するこ
#								1 (養生期間中を含む)の工事箇所に隣接する乗入れについて、所有者(使用者)と施工前に協議し、施工時間の調整を行 応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗入れの形態を所有者に事前に説明し、了承を
対象技力策								9の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じるこ
環境対策 2 項 支援技術者 (3) 電子メールを活用した情報共有 (3) デジタル工事写真の電子小黒板の使用 (2) 1 C T活用工事 (2) 1 M 2 日モデル工事 (3) 1 M 2 日モデル工事 (4) 1 M 2 日モデル工事 (5)								受注者は、工事箇所に官民若しくは民民の境界を示すもの(杭、鋲、プレート等)が発見された場合は、オフセット等境界を示すものの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。 また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。
環境対策 支援技術者 電子メールを活用した情報共有 デジタル工事写真の電子小黒板の使用 1 C T括用工事 1 C T括用工事 1 C T 通休2 日モデル工事							ダンプトラ	・ック等による過積載等の防止に関する特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。
2 2 2 2 2 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5							現場施工/2 と。万が-	纟 び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮するこ - 被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。
支援技術者 (2) 電子メールを活用した情報共有 (3) デジタル工事写真の電子小黒板の使用 (4) 1 C T活用工事 (1) 1 M							□ 既存排水施後、放流す	□ 既存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある濁水(土粒子を多量に含むもの)は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行った 後、放流すること。また、万が一環境に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責において解決に当たること。
(3) (4) (4) (7) (4) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7							3	本工事の現場における現場技術業務を(公財)三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制 点検、現場立会、観察又は検測を行う場合は、業務に協力すること。また、書類(施工体制台帳、施工計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員
3							ではなく (2) 監督員 - ナ	、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しない。 [から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があったものとみな。
電子メールを活用した情報共有 20 電子メールを活用した情景 デジタル工事写真の電子小黒板の使用 20 デジタル工事写真の 板情報電子化に係る							(3) 監督員 (4) 本工事	。 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。
ブジタル工事写真の電子小黒板の使用 Q デジタル工事写真の 1 C T 活用工事 1 C T 活用工事 2 C T T T T T T T T T T T T T T T T T T				舌用した	情報共	有		。実施方法に
I C T 括 用 工事				写真の電]子小黒	板の使用		
1000				#	i 		ļ	(土工) 特記仕様書【施工者希望型】」今和6年7月を適用(三重県四「三重県の公共事業情報」を参照)
CONTRINT CONTRINT CONTRINT CONTRINT CONTRIP CONTRIP								5用工事(土工 1,000m3未満)特記仕様書【施工者希望型】」今和6年7月を適用(三重県IIP「三重県の公共事業情報」を参照) 5用工事(ハ相雄+エ)株部仕様書【施工者希望刑】」今和6年7日を適用(三重貝IIP「三重貝の小土重業情報」を参照)
1 C T 活用工事								、4 2655年エナ、1915日に87日(26年1月11年11年11月) 1915年 1917年 1月18日) - 一事不知 1917年 1月18日) - (舗装工)特記仕様書【施工者希望型】」今和6年7月を適用(三重県即「三重県の公共事業情報」を参照
11 C T 活用工事							口 「ICT語	
ICT店用工事							I	(地盤改良工)特記仕様書【施工者希望型】」今和6年7月を適用(三重県IIP「三重県の公共事業情報」
(三重県四) 三重県の公共事業情報上 「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「 「」」「「」」「「」」「「「「」」」「「「「「「「「「「								
「ICT活用工事 (権壁工) 株							田省東三)	(…)女士(を指型) 具の公共事業情報」
□ I C T 活用工事 (基礎工) 株							I	(擁壁工) 特記仕様書 [施工者希望型]] 合和6年7月を適用 (三重県IIP「三重県の公共事業情報」
□ I C T 活用工事 (構造物工 □ 「特記仕様書 (土木工事編 □ 「特記仕様書 (土木工事編 □ 「特記仕様書 (土木工事編 □								(基礎工) 特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用
I C T 活用工事 (構造物工 (橋黎上部)) 1 M 2 日モデル工事編 受注者希望型 「特記仕様書(土木工事編) (受注者希望型 (津市IIP 「調達契約課からのお知らせ(工事 特記仕様書(土木工事編) (発注者指定型 (津市IIP 「調達契約課からのお知らせ(工事 (津市IIP 「調達契約課からのお知らせ(工事 (津市IIP 「調達契約課からのお知らせ(工事 (東市IIP 「調達契約課からのお知らせ(工事 (東市IIP 「調達契約課からのお知らせ(工事 (東市IIP 「調達契約 1 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m								(構造物工(橋脚・橋台)) 特記仕様書【施工者希望型】」 令和6年7月を適用(三重県IP「三重県の公共事業情報
							_+	, ,
(年IIIII' 「特記仕様 (津市III' [ア工事				(受注者希望型)」を適用(おからしょ)。エキのは、これをはない。
- い 門上は (土代 土 4 幅) (津市田 「調達契約課からのは								桐建炎枳珠/トウらのわねらも(上事・ユノサ/ト/)、週休2日七チ/ト/上事の政石/ドこい(」名参照) 註:(十末丁重編)
								(元十月1月九三/ 〕)お知らせ (工事・コ

通編		特記仕様書(施工条件明示一覧表)
明示項目	明示事項	条件及び内容
施工条件	□ 熱中症対策	□ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書(三重県)に準拠すること。また、「気温の計測方法」「計測結果の報告 方法」「具体的な熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後においては、実施状況について写真 を添付して報告すること。
	□ 公園内工事	□公園利用者の安全確保につとめ、工事箇所に工事関係者以外が立ち入ることのないよう、注意して施工するものとする。
	□ 災害復旧	工事用道路として使用する敷地は 望された場合は、速やかに監督員
		本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害 ある。
	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	保管場所(
	□ 現場発生品あり	() 保管場所()
	□ 支給出あり	品名 () 数量 () 時間 (会社)
	□ 盛土材等工事間流用あり	連搬方法(
	2 国場ぶトローグ	数量()) 運搬距離(T = km) km) 対量に対して、連市政策的務部総本票において、権工状況の確認等項場パトロールを実施することがなる。 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、連市政策的務部総本票において、権工状況の確認等項場パトロールを実施することがあ
	小の名(口 その他(
工事支障	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他(
# 		□ 移設時期 (□ 合和 年 月 頃 □ 別途協議)
	3 7 7	
1	١,	
監督の区分		重点監督の場合 [注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。]
	(たたし、は入れ価格調査制度の調査対象工事となっ た場合は、全ての工権を重点監督とする。)	洋での上袖に適用する。
	□ 重点監督	※これ以外は、一般監督とする。
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	及び借地条件
		転用あり (回) コード・ロー・コード・ロー・コード・ロー・コード・ロー・コード・ロー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー
		** ** ** ** ** ** ** *
	口 水替工 (締切排水工)	加工条件の指定なし 1 抽工条件の指定なし
		@エギffv2相ためり ① 水替工(締切排水工)の水替目∮
		概算延べ水替日数: 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議するこ
		と。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		③ 水替工(締切排水工)完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □ その他(

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕樣書(施工条件明示一覧表)

共通編

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 (□別添図等 □ その他() □別途協議) □
	□ その名(小の角(
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり	□ 再生材の種類 (□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂) □ 再生材が使用出来ない場合の措置 (□ 新材に変更 □ その他 () □ 別途協議)
-	□ 六価クロム溶出試験あり (環境告示第46号溶出試験) N 三重県リサイクル製品利用推准条何に基づく	たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する。例に基づく認定製品を使用する。 ただ1、 認定製品が
		□ グレーチン 5用する場合は
	□ その他((認定費品の品名: 間伐材製工事用パリケード・看枚・標示板) □ その他()
コリンズ作成・登録	☑ コリンズ (CORINS) の作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ(CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設発生土情報交換システナ	[2]	三重県公共工事共通仕様書に基づき、
換シヘンス提出書籍	□	□ 三里県公共工事共通任務書に基つき、建設発生工情報交換シスケムのアータ更新を行うこと。 ☑ T重字応報生業の提出資数は?類とする「キャー捨式については、連击ホートページ(7.1 単に開するを確接式 (工重・コンキル)に
Z E E		エヂ元以来ロ音の近日印数はそ即とする。また、深込にファンは、年間か、コ・、 ノン(化等に関する日電部のヘエザをめられたものとする。
	2 完成写真	☑完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。(提出部数 2部 用紙サイズ:A4)
	☑ 施工計画書(作業主任者)	☑ 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。
	☑ 施工体制台帳	☑ 工事を施工するために下請契約(一次下請負人となる警備業者との契約含む)を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。
		☑ 工事の一部分において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者 (再下請負業者を含む)との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用関係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類については、施工体制台帳と兼ねることができる。
	区 工事使用材料	☑ 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月)に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明の資料確認(提示及び提出)は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。
	その他(その他(
思 秦 子 襲	☑ 工事完成図書 (工事写真含む) □ 電子納品対象外	 ☑ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。 電子媒体の提出部数は、(□2部□())部)とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和6年7月改訂)を適用

一覧表
条件明示-
(施工条
上様書
棒 配

		付記L体書(旭上来件的小一見衣)
明示項目	目 明示事項	条件及び内容
薬液注入関係	系 □ 薬液注入工法等の指定あり	(工法区分()
		削孔数量 () 注入量 (
	提出書類あり	□ 工法関係 () 材料関係 ()
	□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	□	□ その街()
社会保険等未加入 対策	1入 G 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	担 区 法定福利費を明記した標準見積書の活用	□ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 ること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 (津市HP「仕事・産業-入札・契約-工事・建設コンサルタント関係-調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)
配慮依頼事項	Ż	□ 下請契約又は再委託 (一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。
	☑ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用	囚 資材、原材 と。
	四 建設機械、機器等の借入れ	囚 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。
	日 使用人等において市民の活用	等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
特例監理技術者の 設置	「「特例監理技術者の設置	□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定(監理技術者(特例監理技術者)の配置)を適用する。なお、配置を行う場合は、 追加特記仕様書[特定管理技術者等の配置]に示す要件を全て満たさなければならない。(三重県IP「三重県の公共事業情報」参照)
時間外労働の上限 規制の適用		口 本工事は、労働基準法第139 条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
津市公契約条例	例	 ☑ 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受社者の責務 (1) 関係法令及び後側の規定を遵守しなければならない。 (2) 関係法令及び後側の規定を遵守しなければならない。 (3) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (4) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (5) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下割契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等などもに、不同契約等を締結しようとするときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市及又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立及者をの他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 (7) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をしたとき。 (1) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に適反したとき。 (5) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、とは虚偽の報告をしたとき。 (6) 経過なののほか、条例の規定にはる反したとき。 (7) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定にはをしたとき。 (8) 条例第8条第2を2 項の規定には、表別を必要としたとき。 (9) 条例第8条第2度の規定にはる機長を応じたとき。 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10)
一年発権を対界コースが	2.不产品20.2 2.4 7. 年 2.4 6.4 4.4 4.4 4.4 4.4 4.4 4.4 4.4 4.4 4	スナ小田グラスなつ声とさっ

-覧表)
近条件明示-
特記仕様書(施

特記仕様書(施工条件明示一覧表)	張購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、 氏況を確認するため、必要に応じて「工事が にいう。)に事業者登録を行っている受 CCUS の活用により対象労働者の就労状況 うに留意すること。	 2 本工事の地元閲覧については下記のとおり行うものとする。 1 報告 2 本工事の地元閲覧については下記のとおり行うものとする。 3 推信工事語名に係る地元閲覧については、三重県公共工事共通仕様書(以下「共仕」という。)の「受注者は、工事の施工にあた事情上に終った。」というない。 3 本権に限との間に始めれている。」とからないますは、とは受賞することと、このことから、本格記仕様書において、工事が同からからかったがら、地元化表者に発力の関係を示していて、必要な事項を定すするものである。 4 本権記していて、必要な事項を定すするものである。 5 をは本格の受責とす。 6 は、連合自行会及、日本発展であるものである。 7 は、連合自行会及、日本発展である事では、このことから、本格記仕様書において、工事説明の進め方々不当要求行為等への対応について、必要な事項を定すする事をできる。 6 によりの事長に係る工事の必要性、設計図書によりる工事目的物の仕様及び他工条件などに係る地元課題に関することは、発注者の代表をする。 7 は、連合自行会及、自治会反等地域をとりまとめる者をいう。また、本利総合、漁業協同組合等など利害関係をある。 6 に対象するを対しとは、連合自行会及、自治会反等地域をとりまとめる者をいう。また、本利総合、漁業協同組合等など利害関係を施力により権人に不定文は構造の権力を指して、第二を権利行金を機要する行為、はは存金を機能の構造の構造とないます。 7 正当な権利行権を関係を施して不定文は指定を施りを指している。 8 「正満の権利」とは、上事に係る下請負人、資材業者、通牒業者、選業者をひび設備・物品納入業者等をいう。 9 「不当成りが他か」 1 日本語句が第一次ののはお、工事に支援をを使用でき、第二の上である。 9 日本語ののはお、工事に支援をを使用して、施工に解析に、限力を持めたは、大力に対して、施工が開生に関することを、地元代表者等を確して、他できない場合は、工事場所、工事場所、工事場所、工事場所のとしまる。 9 日本語のよりのは、日本の上の上の子を権のには、発生者は、これを与いとする。また、工事規制のといと、本元代表者等に関することと、他の大者者等に関することと、その上でもは、その上できない場合は、工事者が、に対するととを、他の大表者等に関することと、その上では地できたいの様に対して、本を関係と、配力な等に変し、をにしてものとする。また、工事の第一のを注めるいとする。また、工事の機に、定れ者がおがにことであるものとする。こまできなしまれるいとする。また、工事の権には、当日では、発行するが同じ、場上するがのよったでものとする。また、工事場所は、対するととのとする。また、工事の権に対するとして、また、こまの権に、発行をは、他のよる者をは、をは、対して、対し、をは、をは、とは、をは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは
男 崔 光 盟 光 光 思 光	大大 大 大 大 大 大 大 大 大	推市工事請負の IZ 推市工事請負の地元調整に関する特記仕様書 地元調整 IZ 推市工事請負の地元調整に関する特記仕様書 IZ 1

24